

防地環第12639号
令和6年5月29日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

エネルギー管理統括者
地方協力局長
(公印省略)

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する
法律第15条に規定する中長期計画書等に係る報告等資料の提出につ
いて(通知)

標記について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号。)に基づき、特定事業者は、主務大臣に対して中長期計画書等(以下「各種報告」という。)を提出する必要があるため、機関等エネルギー管理統括者は、別紙の本制度の概要を踏まえ、各種報告を毎年6月末までに地方協力局環境政策課長あて提出されたい。提出方法は、経済産業省資源エネルギー庁等の電子報告システムである「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」によるものとする。

なお、エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条に規定する中長期計画書等に係る報告等資料の提出について(防官文第431号。令和元年5月13日)は廃止する。

添付書類：別紙

【省エネ法の概要】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）は、一定規模以上の（原油換算1,500kl／年以上使用する）事業者から主務大臣に対し、エネルギーの使用状況等に係る定期的な報告を義務づけることで、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行うことを目的とする法律である。

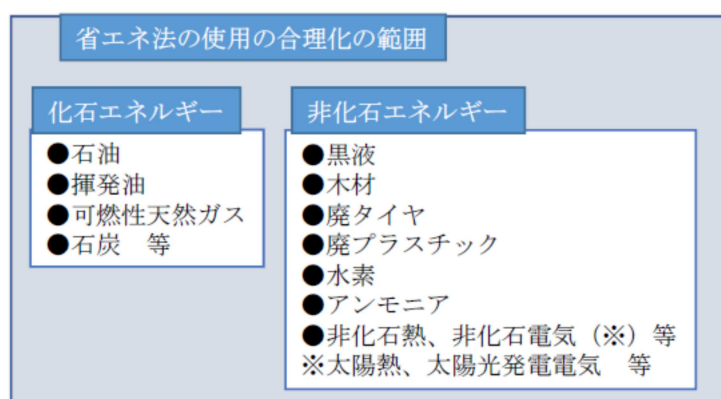
政府として掲げている2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要がある。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化（デマンドリスポンス [DR]）を行うことが求められている。このため、省エネ法では非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促している。

（参考）省エネ法の目的

- すべてのエネルギーの使用の合理化
- 非化石エネルギーへの転換
- 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

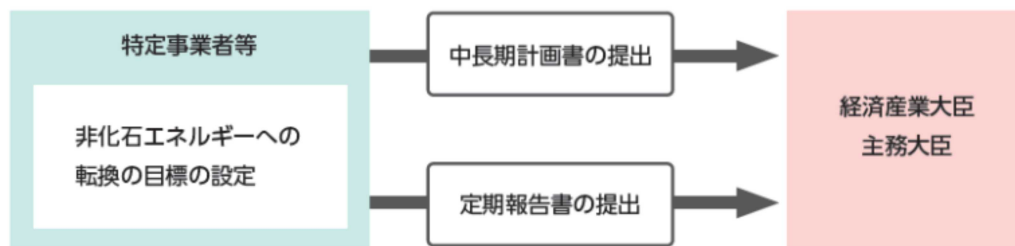
1 エネルギーの使用の合理化

省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められる。



2 非化石エネルギーへの転換

特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められる。



- ・ 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書等の提出が必要

3 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げDR（再エネ余剰時等に電力需要を増加させる）」・「下げDR（電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められる。

（参考）必要な報告について

- 月別（1ヶ月単位）又は時間帯別（30分又は60分単位）での電気使用量を報告
- DRを実施した日数の報告

【記入要領】

各種報告等資料の作成にあたっては、関係法令に基づき、資源エネルギー庁が作成したマニュアル記載事項のほか、次に示す記入要領により作成することとする。

1 工場等ごとのエネルギー使用量等の把握関係

原油換算エネルギー使用量、熱量及び二酸化炭素等への換算にあたっては、経済産業省及び環境省が公表している最新の係数を使用するものとする。

2 中長期計画書関係

- (1) 計画期間は、資料作成年度を初年度とする5年間とする。
- (2) 計画内容は、原則として各幕・各機関等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させられるような内容のものとする。

なお、計画内容の欄には、主に、設備投資等を伴う省エネ計画を記入し、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化原単位のどちらの低減に効果が期待できるかを記載すること。